

総合サポート共済『ゆにあす』のご案内

総合サポート共済『ゆにあす』とは…？

フォームズユニオン連合会の福祉に対する取組みで、組合員の死亡や所定の高度障害、疾病等にあった組合員を **組合員みんなで支えあう助け合いの制度**です！



「長期家族サポート」とは…？

万が一（死亡・高度障害）のとき保障する制度で、組合員同士の助け合い制度として成り立っています。1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてみなさまにお返ししています。

「ゆにあす」（長期家族サポート）の仕組み

この制度は、**組合員同士の助け合い**で成り立っています！



- ① 組合員が**お互い**に掛金を拠出して、**ひとつの基金**をつくります。
- ② 組合員に不幸があったとき、**基金の中から**残されたご家族が**年金**を受け取れます。
- ③ 1年毎に収支計算を行い、**剰余金が生じた場合**、**配当金**として受け取れます。

「長期家族サポート」の特長は…

- ☑手頃な掛金で充実の保障
- ☑配当金の還付
- ☑1年毎の見直し
- ☑組合独自の制度



※長期家族サポートは1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。※期間途中で退職等により脱退された場合は、配当金の還付はありません。

「ゆにあす」（長期家族サポート）の主旨

■ 経済的支援 ■

死亡や所定の高度障害時の「**不足する生活費**」を補完します！

【在職中】

【死亡の場合】

【残された家族は…】

月例
給与

失われる
所得
公的遺族
年金

生活費の
不足！
公的遺族
年金

長期家族サポートは、この不足する金額を補います！

Q. 独身でも、加入したほうが良いの？

A. はい。高度障害時の給付の受取人はご自身となりますし、死亡の場合は**ご両親等大切な方に保障を残す**ことができます。
また、この制度は**組合員同士の助け合い**で成り立っている制度なので、**組合員がお互いに力を合わせて制度をつくっていく**必要があります！



★給付内容や掛金は裏面をご確認ください。

本人15～30歳の場合…

長期家族サポート 本人Bコース

【死亡・高度障害保険金】年金原資1,280万円

死亡・所定の高度障害の場合
平均年金月額約**5.8万円**×受取期間**20年間**
＝受取総額約**1,401万円**

高度障害になったときに療養費とか生活費で親に迷惑をかけたくないし、死亡の時は親にお金を残すことができるので加入したよ！
※高度障害保険金の受取人はご加入者本人です。

死亡・所定の高度障害の場合、20年間生活費を支援します！

月額掛金はお手頃です！

男性

1,370円

女性

1,024円

さらに、ご結婚されている方は

**配偶者の万が一の際にご自身が困ることの無いよう、
ぜひ配偶者も一緒にご加入ください！**

配偶者16～35歳の場合…

長期家族サポート 配偶者400万円コース

※【死亡・高度障害保険金】年金原資400万円

死亡・所定の高度障害の場合
平均年金月額約**6.7万円**×受取期間**5年間**
＝受取総額約**404万円**

配偶者の死亡・所定の高度障害の際、組合員本人が精神的支援を受けることができます！
精神的支援とは…
請求や公的な手続きのサポートをします。
さらに医療やメンタルヘルス等の無料の電話相談サービスなどで、不安や悩みを和らげ、生活再建の手助けをします！

月額掛金はお手頃です！

男性

428円

女性

320円

【月額合計掛金】(初回は2020年8月給与より)

(本人30歳男性 配偶者29歳女性の場合) **合計1,690円**

(本人25歳女性 配偶者28歳男性の場合) **合計1,452円**

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が決める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3カ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳＝2020年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

※更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。

※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

★制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。